

歯科診療に係る

医療安全管理対策及び院内感染防止対策に関する掲示

医療安全管理対策

- 安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等を設置しています。
- 歯科外来診療部門に医療安全管理者を設置しています。
- 歯科外来診療部門において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備しています。
- 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を終了した歯科医師を配置しています。
- 医科診療科と連携して、緊急時に対応が出来る体制を整備しています。

院内感染防止対策

- 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。
- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専門機器を用いた洗浄滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。
- 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防及び、新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している歯科医師が配置されています。